

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目9番5号
株式会社フルキャストホールディングス
代表取締役社長CEO 坂 卷 一 樹

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の防止策を適切に講じた上で開催させていただくことといたしておりますが、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を推奨申し上げます。

また、事前に議決権をご行使いただきます場合には、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページに記載の手順に従い、2022年3月24日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2022年3月25日（金曜日） 午前10時
（受付開始：午前9時）
- 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパルク東京 5階 瑞雲（ZUIUN）
- 株主総会の目的事項
報 告 事 項
 - 第29期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに計算書類報告の件
 - 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告
の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬
型ストックオプションに関する内容改定の件
 - 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件
- その他の招集の決定事項
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「貸借対照表及び損益計算書」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.fullcastholdings.co.jp/>) に掲載しており、本招集ご通知には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各事項のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fullcastholdings.co.jp/>) に掲載させていただきます。

＜定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について＞

【当社の対応について】

- ・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。なお、議長席には飛沫感染防止のアクリル板を設置しておりますので、議長である当社代表取締役社長CEO及び取締役は、議長席登壇時はマスクを外して対応させていただきます。また、当社運営スタッフは、場合により手袋を着用のうえ対応させていただきますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場入口付近など、複数箇所にアルコール消毒液を設置しております。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認した上で参加しております。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置としております。
- ・質疑応答の際は、ご発言される株主様ごとにマイクを消毒いたします。

【来場される株主様へのお願い】

- ・株主総会開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・受付で検温にご協力ください。37.5度以上の発熱が認められる株主様は入場をお断りさせていただきます。
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ・ご着席の際は、2席につき1名ずつ、ご着席くださいますようお願い申し上げます。但し、多数の来場者がお越しになった場合は、同席をお願いする可能性がありますことをご容赦ください。
- ・質疑応答時は、会場内に設置しているスタンドマイクまでご移動いただき、ご発言ください。ご発言の後は、自席へお戻りくださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良とお見受けした方には、運営スタッフがお声掛けさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・例年、午前9時45分頃から午前10時までの間に受付が集中いたしますため、余裕をもってお越しくださいますよう、お願いいたします。

以上、時節柄、ご理解ならびにご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

当日ご出席されない場合



○郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時30分必着



○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時30分まで



○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次ページをご覧ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時30分まで

当日ご出席される場合



○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会日時 2022年3月25日（金曜日）午前10時開催

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使について

- ①スマートフォン用議決権行使ウェブ
サイトへアクセスする

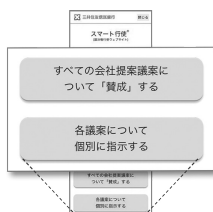


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ②以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

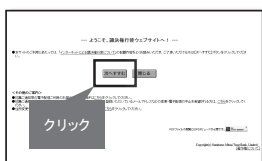
※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

- ①議決権行使ウェブサイト
へアクセスする

<https://www.web54.net>



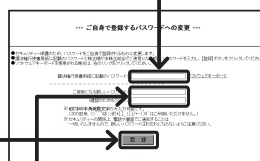
- ②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- ③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告

(自2021年1月1日)
(至2021年12月31日)

I. 企業集団の現況

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍による厳しい状況が徐々に緩和されるなかで、個人消費が持ち直しの動きがみられること、企業収益が非製造業の一部に弱さがみられるものの、持ち直していること、企業の業況判断が一部に厳しさは残るものの、持ち直しの動きがみられること等、景気は持ち直しの動きがみられております。景気の先行きに関しましては、感染対策を徹底し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気が持ち直していくことが期待されるものの、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスク、変異株をはじめ感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があること等から、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

人材サービス業界を取り巻く環境においては、コロナ禍の影響が残る中、雇用情勢は引き続き弱い動きとなっているものの、新規求人倍率に持ち直しの動きがみられること、有効求人数の増加が続いていること等、持ち直しの動きもみられております。先行きに関しましては、底堅く推移することが期待されます。

このような環境のもと、当社グループでは、当連結会計年度において、「外部環境に柔軟に対応し、顧客第一主義のもと、早期の業績回復を実現させる」を目標としたグループ経営を行い、特に主力サービスである「紹介(注1)」、「BPO(注2)」を中心にフルキャストグループ全体の収益を伸長させることを主眼とした営業活動を行ってまいりました。加えて、継続してグループ全体の業務効率化を推し進め、生産性を高めることで、利益を最大化する筋肉質な組織への転換を図りつつ、更なる事業拡大に向けた準備を進めてまいりました。

連結売上高は、コロナ禍及び緊急事態宣言再発出等の影響はありながら、顧客需要の回復基調が継続し、加えて、主にワクチン接種支援に係る官公庁案件を獲得できたことで、短期業務支援事業が伸長したことにより52,366百万円(前期比21.1%増)となりました。

利益面では、コロナ禍の影響はありながらも、顧客需要の回復基調が続いたことで、連結営業利益は7,592百万円(前期比23.8%増)、連結経常利益は7,624百万円(前期比23.4%増)となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前期は投資有価証券売却益を特別利益に計上する事案があったものの、連結経常利益が増益したことにより5,012百万円（前期比21.9%増）となりました。

当社グループは、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付けております。「企業価値の向上」は、株主及び投資家の皆様による当社への期待収益を反映した資本コストを上回るROEを実現することであるという考えのもと、ROEを「企業価値向上」を示す目標指標とし、資本効率を重視した経営の実践に取り組んでおります。なお、当社グループは、ROE20%以上を目標指標としております。

当連結会計年度末時点におけるROEは27.8%となり、前連結会計年度末時点の25.7%に比べ2.1ポイント改善し、20%以上を維持しております。

なお、2021年4月1日付で㈱プログレスの株式を取得し、同社を連結子会社としております。また、㈱BOD・Alpha及び㈱HRマネジメントは、2021年7月1日付で、㈱BOD・Alphaを吸収合併存続会社、㈱HRマネジメントを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、商号を㈱HRマネジメントといたしました。

- (注) 1. 主力サービスである「アルバイト紹介」サービスを「紹介」と呼称しております。
2. 主力サービスである「アルバイト給与管理代行」サービスに加えて、「マイナンバー管理代行」サービス等その他の人事労務系BPOサービス及び㈱BODグループのバックオフィス系BPOサービスを「BPO」と呼称しております。

事業別の状況

セグメント別の業績は次の通りです。

[短期業務支援事業]

コロナ禍が継続し、緊急事態宣言再発出等に伴う影響こそあったものの、期を通じて顧客需要が回復基調にあったこと及びワクチン接種支援を主とした官公庁案件を獲得できたことを主因として、短期業務支援事業の売上高は46,550百万円（前期比26.8%増）となりました。

利益面では、コロナ禍の影響はありながらも、期を通じて顧客需要が回復基調にあったことで、セグメント利益（営業利益）は8,181百万円（前期比30.6%増）となりました。

[営業支援事業]

主たる事業内容であるインターネット回線販売業務において、特需として緊急事態宣言下のテレワーク需要を獲得できていた前期に対し、エンターテイメント事業がコロナ禍の影響を受けたこと及び日本電気サービス㈱（現 エネクラ

ウド(株)を連結の範囲から除外したことを主因とし、営業支援事業の売上高は3,520百万円（前期比19.6%減）となりました。

利益面では、減収を主因として、セグメント利益（営業利益）は87百万円（前期比80.7%減）となりました。

[警備・その他事業]

期を通じて、常駐警備案件の獲得数が増加したこと、加えて、緊急事態宣言下でもオリンピック需要を含む臨時警備案件の獲得数を増加させたことで、警備・その他事業の売上高は2,296百万円（前期比6.8%増）となりました。

利益面では、増収したことに伴い、セグメント利益（営業利益）は319百万円（前期比15.6%増）となりました。

事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 自2020年1月1日 至2020年12月31日		当連結会計年度 自2021年1月1日 至2021年12月31日	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
短期業務支援事業	36,700	84.9%	46,550	88.9%
営業支援事業	4,377	10.1%	3,520	6.7%
警備・その他事業	2,149	5.0%	2,296	4.4%
合 計	43,226	100.0%	52,366	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は179百万円であり、その主な内訳は、営業拠点の新規出店・移転に伴う有形固定資産の取得で52百万円、社内利用目的の各種ソフトウェア等購入に伴う無形固定資産の取得で127百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

①他の会社の株式その他の持分の状況

2021年4月1日付で㈱プログレスの株式を取得し、同社を連結子会社としております。

②新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第26期 2018年12月期	第27期 2019年12月期	第28期 2020年12月期	第29期 2021年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	38,852	44,479	43,226	52,366
営 業 利 益	5,896	7,224	6,131	7,592
経 常 利 益	5,286	7,064	6,180	7,624
親会社株主に帰属 する当期純利益	3,310	4,644	4,113	5,012
1 株 当 たり 当期純利益(円)	87.90	124.59	111.69	137.34
総 資 産	19,808	23,464	23,953	29,484
純 資 産	13,049	16,213	17,396	20,579
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	331.68	415.71	449.58	535.40

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第27期の期首から適用しており、第26期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第26期 2018年12月期	第27期 2019年12月期	第28期 2020年12月期	第29期 2021年12月期 (当事業年度)
営 業 収 益	5,741	6,845	7,035	6,481
営 業 利 益	3,527	4,544	4,839	4,265
経 常 利 益	3,552	4,547	4,845	4,311
当 期 純 利 益	2,462	3,639	4,659	3,804
1 株 当 たり 当期純利益(円)	65.37	97.63	126.52	104.25
総 資 産	11,434	13,437	14,681	17,287
純 資 産	8,356	10,316	12,098	13,798
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	220.18	274.42	325.13	374.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産につきましては、期末発行済株式数により算出しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第27期の期首から適用しており、第26期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

(単位：百万円)

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 フ ル キ ャ ス ト	100	100.00%	短期系人材サービス
株 式 会 社 ト ッ プ ス ポ ッ ト	113	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストアドバンス	50	100.00	イベント系人材サービス、警備業務
株式会社おてつだいネットワークス	50	100.00	短期系人材サービス
株式会社ワークアンドスマイル	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストシニアワークス	80	100.00	短期系人材サービス
株式会社フルキャストポーター	80	100.00	短期系人材サービス
株 式 会 社 エ フ プ レ イ ン	80	78.2	販売代理業務、コールセンター業務
株 式 会 社 B O D	80	51.0	バックオフィス系BPOサービス
株式会社フルキャストグローバル	80	100.00	短期系人材サービス
ミニメイド・サービス株式会社	30	100.00	家事代行サービス
株 式 会 社 Fullcast International	50	51.0	特定技能外国人労働者紹介サービス

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 企業結合の成果

当連結会計年度末における連結子会社は17社であり、持分法適用関連会社は3社であります。当連結会計年度の業績につきましては、連結売上高52,366百万円、連結営業利益7,592百万円、連結経常利益7,624百万円、親会社株主に帰属する当期純利益5,012百万円となりました。

(5) その他

該当事項はありません。

4. 経営環境及び会社の対処すべき課題

<経営環境>

当社グループが主として事業を展開している人材サービス業界を取り巻く環境においては、コロナ禍の影響が残る中、雇用情勢は引き続き弱い動きとなっているものの、新規求人倍率に持ち直しの動きがみられること、有効求人数の増加が続いていること等、持ち直しの動きもみられております。先行きに関しましては、底堅く推移することが期待されます。

当社連結の売上高及び営業利益は、当社グループの主力セグメントである短期業務支援事業の売上高及び営業利益の構成比率が高く、約9割を占めております。短期業務支援事業セグメントでは、紹介、BPO、派遣、請負の4つのサービスを展開し、顧客企業の業務量の増減に合わせタイムリーに短期系人材サービスを提供しておりますが、昨今の日本の労働力人口の減少を背景に、短期業務支援事業は、従来の顧客企業における繁忙期と閑散期の差異に対し必要な人的リソースを提供する領域から、顧客企業が最低限必要な人員として直接雇用するパート・アルバイトの採用領域に入り込んでいると認識しております。今後は、一段階変化させた短期人材サービスの提供により、日本の人手不足の解消に貢献することを目指してまいります。経営方針及び中長期的な経営戦略を実行していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

<会社の対処すべき課題>

当社グループは、「中期経営計画 2024」を策定いたしました。詳細につきましては、2022年2月10日に公表いたしました「「中期経営計画 2024」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

また、計画初年度である2022年12月期は、「顧客第一主義のもと、更なる事業の拡大を目指すとともに、周辺サービスの拡充を図る」を主たる経営課題とし、その実現に取り組んでまいります。経営方針及び中長期的な経営戦略を実行していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

(1) 持続的な企業価値の向上

当社グループは、1-(1)事業の経過及び成果に記載したとおり、「持続的な企業価値の向上」を重要な経営課題の1つとして位置付け、当社グループの主力事業である短期業務支援事業における「紹介」及び「BPO」サービスの更なる収益拡大を実現すると共に、株主還元を継続して行うことで適正な株主資本の額を維持し、資本効率性を重視した経営の実践に取り組んでまいります。

また、引き続きコンプライアンス最優先の経営を推進し、その維持・向上に努めると共に、全てのステークホルダーからの信頼構築を最優先事項として事

業に取り組んでまいります。

(2) 「中期経営計画 2024」の実現

当社グループは、「中期経営計画 2024」に基づき、「中期経営計画の最終年度で、連結営業利益100億円の更新を目指す。」を目標に、その実現に取り組んでまいります。

「中期経営計画 2024」の概要は次の通りです。

a) 対象期間

2022年12月期から2024年12月期を対象期間とする3か年

b) 数値目標

2024年12月期 連結営業利益 100億円

c) 主要な経営指標

「持続的な企業価値の向上」を実現するための指標 : ROE20%以上

「株主還元」に係る指標 : 総還元性向50%

「資本政策の基本方針」を支える指標 : DEレシオ上限1.0倍

d) 事業戦略の概要

■短期業務支援事業

- ・DXでオンラインとリアルとの融合を実現し、スタッフー顧客双方に対するサービスレベルを一層向上させることで、事業の拡大を図る

■新規事業・M&A

- ・前中期経営計画期間で構築した事業を拡大させる
- ・積極的にM&A投資も行い、事業ポートフォリオをさらなる成長ステージへ

■営業支援事業

- ・営業力の強化、商材の多様化、エンタメ事業の横展開で事業拡大を図る

■警備・その他事業

- ・安定した常駐警備案件の増加、他社連携強化、グループシナジーの拡大を図る

(3) 2022年12月期目標

当社グループは、「顧客第一主義のもと、更なる事業の拡大を目指すとともに、周辺サービスの拡充を図る」を2022年12月期の目標とし、主力事業である短期業務支援事業を中心に、更なる事業拡大に取り組んでまいります。加えて、引き続き、グループ全体の業務効率化を推し進め生産性を高めることで利益の最大化を図るため、2022年12月期は以下の施策に取り組んでまいります。

- ①「DXへの投資、既存事業の拡大及び新規事業の開拓など、更なる事業拡大

と付加価値の創造に向けた取組の継続」

- ・クライアント向けの人材発注システムや各種帳票類のWEB化、登録スタッフ専用サイトである「キャストポータル」のアプリ化等によるサービス改善、DX活用等によるクライアント・スタッフ双方の利便性及び満足度の向上
- ・新規出店の継続（年間10拠点程度）
- ・官公庁営業チーム創設による官公庁案件の獲得強化
- ・物流請負事業の拡大

②「グループ会社間の連携の強化による事業拡大」

- ・全国に拠点網を持つ㈱フルキャストと連携し、㈱フルキャストポーターが提供するドライバー派遣サービスを全国展開
- ・㈱フルキャストグローバル及び㈱Fullcast International並びに㈱フルキャストの連携による特定技能外国人の登録支援サービスを全国展開
- ・各種BPO及び請負案件に対する当社グループ会社間の連携強化
- ・サービスメニューないしはスタッフ就業機会の拡充を目的としたM&Aの継続検討

5. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事業区分	主なサービス	主なサービス概要
短期業務支援事業	紹介	30日以内の短期的な人材ニーズに対応するアルバイトの紹介サービス
	BPO	短期的なアルバイトの給与管理業務代行サービス、マイナンバー管理代行サービス及び年末調整代行サービス、バックオフィス系BPOサービス等
	派遣	31日以上の派遣サービス
	請負	主に短期的な軽作業の請負サービス、家事代行サービス
営業支援事業	販売代理業務	インターネット回線の販売業務
	コールセンター業務	
警備・その他事業	警備業務	常駐及び臨時警備サービス

6. 主要な拠点等（2021年12月31日現在）

（当社）

本 社 東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号

（重要な子会社）

会 社 名	本 社	営業の拠点
株 式 会 社 フ ル キ ャ ス ト	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国110拠点
株 式 会 社 ト ッ プ ス ポ ッ ト	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国21拠点
株式会社フルキャストアドバンス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国17拠点
株式会社おてつだいネットワークス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 1 拠点
株式会社ワークアンドスマイル	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 3 拠点
株式会社フルキャストシニアワークス	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点
株式会社フルキャストポーター	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点
株 式 会 社 エ フ プ レ イ ン	東京都港区西麻布三丁目20番16号	全国 2 拠点
株 式 会 社 B O D	東京都豊島区南池袋二丁目49番 7 号	全国 5 拠点
株式会社フルキャストグローバル	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点
ミニメイド・サービス株式会社	東京都渋谷区上原三丁目 5 番 2 号	全国 9 拠点
株 式 会 社 Fullcast International	東京都品川区西五反田八丁目 9 番 5 号	全国 2 拠点

7. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

（1）企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従 業 員 数
短 期 業 務 支 援 事 業	981名〔 1,246名〕
営 業 支 援 事 業	81名〔 80名〕
警 備 ・ そ の 他 事 業	54名〔 20名〕
全 社 （ 共 通 ）	128名〔 175名〕
合 計	1,244名〔 1,521名〕

- （注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 短期業務支援事業において、前連結会計年度末と比べ従業員数が95名、臨時従業員数が265名増加しておりますが、その主な要因は、㈱プログレスを連結子会社としたことに伴い従業員数が増加したこと及び業容の拡大に伴いミニメイド・サービス㈱におけるアルバイト採用が増加したことによるものであります。

(2) 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94名〔165名〕	1名増〔2名減〕	38.0歳	10年4ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

8. 主要な借入先 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	449
株式会社三井住友銀行	189
株式会社横浜銀行	182
三井住友信託銀行株式会社	180

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金残高は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	5,600百万円
借入実行残高	1,000百万円
差引額	4,600百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の状況

1. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
(2) 発行済株式の総数 37,486,400株(自己株式1,015,666株を含む)
(3) 株主数 3,837名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数(株)	持 株 比 率(%)
株 式 会 社 ヒ ラ ノ ・ ア ソ シ エ イ ツ	13,626,600	37.4
光 通 信 株 式 会 社	3,529,500	9.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,897,600	7.9
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,905,500	5.2
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 2	1,321,100	3.6
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	625,937	1.7
VICTORY TRIVALENT INTERNATIONAL SMALL-CAP FUND	500,100	1.4
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	428,600	1.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	426,179	1.2
T H E B A N K O F N E W Y O R K M E L L O N S A / N V 1 0	380,000	1.0

(注) 持株比率は、自己株式(1,015,666株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とし、また当社の利益還元に係る目標指標である、総還元性向50%以上の株主還元を実施し、株主の皆様への利益還元の充実を図ると共に、資本効率を向上させるため、会社法第165条第2項の規定による定款の定めにより、2021年2月12日の当社取締役会決議に基づき、2021年2月17日から2021年3月19日の間、市場取引により、286,400株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0.78%(小数点以下第三位を四捨五入))の自己株式を総額551,875,800円で取得いたしました。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2017年3月24日開催の取締役会の決議による新株予約権

・株式会社フルキャストホールディングス第1－1回株式報酬型新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 1株につき784.50円
- ② 新株予約権の行使価額 1個につき100円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - a) 当社の取締役の地位を有する者に割り当てられた新株予約権について、その新株予約権の割当てを受けた者は、原則として権利行使時において当社の取締役の地位を有していることを要する。
 - b) 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2020年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ④ 新株予約権の行使期間 2021年4月11日から2051年4月10日まで
- ⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	940個	普通株式 94,000株	4人

(注)1. 新株予約権の発行に際して、上記の支払金額に基づく債権は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。

2. 取締役（監査等委員）には新株予約権を付与していません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	平野 岳 史	株式会社エフブレイン代表取締役会長 Advancer Global Limited Director
代表取締役社長CEO	坂 卷 一 樹	株式会社フルキャスト代表取締役社長
取締役	石 川 敬 啓	株式会社ビート代表取締役会長 ビートテック株式会社代表取締役会長 株式会社スタートライン取締役
取締役	貝 塚 志 朗	株式会社ディメンションボックス代表取締役 合同会社One Suite代表社員 有限会社インタービズ取締役 株式会社リアヴィオ代表取締役 合同会社I P M代表社員
取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	税理士 佐々木税務会計事務所
取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	弁護士 桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社コマースOneホールディングス社外監査役 株式会社セレス社外取締役（監査等委員） 株式会社Aiming社外監査役
取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	公認会計士 R S M清和監査法人理事長 株式会社エフブレイン監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）佐々木孝二氏、上杉昌隆氏及び戸谷英之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤者を置くことにより高度な情報収集力に基づき質の高い情報収集が可能となるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役（監査等委員）佐々木孝二氏は、税理士の資格を、取締役（監査等委員）戸谷英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）佐々木孝二氏、上杉昌隆氏及び戸谷英之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 株式会社フルキャストは、当社の連結子会社であります。
6. 株式会社エフブレインは、当社の連結子会社であります。
7. 株式会社ビートは、当社の持分法適用関連会社であります。
8. Advancer Global Limitedは、当社の持分法適用関連会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び会社法上の子会社の取締役、監査役、管理職等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

また、保険料は特約部分も含めて当社が全額を負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	退職慰労金等	
取締役（監査等委員を除く）	105	101	5	-	4
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (14)	14 (14)	-	-	3 (3)
合計	120	115	5	-	7

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、現在当社において使用人兼務取締役はおりません。

②業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等の内容は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬及び株式報酬型ストックオプションです。

なお、2021年12月期においては、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が継続しており、コロナ禍が収束する時期や目途が立っていないことから、中長期的な見通しを公表することは適切ではないと判断し、新たな中長期経営計画の公表を見送っております。それに伴い、新たな中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益を業績連動報酬に係る指標とした株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権も発行しておりません。

業績連動報酬等の詳細については、④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針 イ. 決定方針の内容の概要 c) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）をご参照ください。なお、当事業年度を含む、業績指標（KPI）である連結営業利益の推移はI. 2. (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。また、株式報酬型ストックオプションの交付状況は2. (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況に記載のとおりです。

③取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は3名です。また、2017年3月24日開催の第24期定時株主総会において、当該報酬等の額の範囲内で、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は4名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年3月25日開催の第23期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、2021年2月26日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、当社の業績及び株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責の重さと成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役である代表取締役社長CEO及び監督機能を担う取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（金銭報酬）及び株式報酬（非金銭報酬）により構成し、監査等委員である社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。

b) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため

業績指標（K P I）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を月例の固定報酬と合わせて支給する。目標となる業績指標とその値は、原則として、中期経営計画あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標と整合するよう計画策定時に設定し、但し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、中期経営計画の主要な財務目標である連結営業利益あるいは当社が設定した中期的連結営業利益目標を業績連動報酬に係る指標として採用する。新株予約権は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画あるいは中期的連結営業利益目標の最終年度の連結営業利益目標値に対する達成度に応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができるものとする。

- d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定するものとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝8：1：1とする（K P Iを100%達成の場合）。

（注）業績連動報酬等は、現金報酬であり、非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションである。

- e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

業務執行取締役である代表取締役社長C E O及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額及び種類別の報酬については、上記報酬決定の基本方針及び個別方針に従い、業務執行取締役である代表取締役社長C E Oが報酬額の総額を含めた報酬案を策定する。その後、取締役会において報酬の総額（基本報酬及び業績連動報酬等及び株式報酬がある場合にはそれぞれの報酬の総額）及び時期または条件その他重要事項がある場合にはその内容を決議し、各取締役の個人別の具体的な内容については業務執行取締役である代表取締役社長C E Oに一任する。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の業績連動報酬の額とする。

但し、業務執行取締役である代表取締役社長C E Oの恣意的な報酬決定を防止し、権限が適切に行使されるよう、監査等委員であり、独立性のある社外取締役3名及び業務執行取締役である代表取締役社長C E Oで構成する報酬委員会を設置する。報酬委員会においては、業務執行取締役である代表取締役社長C E Oが策定した個別の報酬案が上記報酬の決定方針に照らし妥当であるかどうかを審議した上で、必要があれば修正を行い、取締役会で決議された総額の範囲内で、報酬委員会としての報酬案を策定するものとする。報酬委員会は、当該案を業務執行取締役である代表取締役社長C E Oに提出し、業務執行取締役である代表取締役社長C E Oは当該報酬案を尊重して個別の取締役の報酬額の決定をするものとする。

ウ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年3月26日開催の取締役会にて代表取締役社長CEO 坂巻一樹氏に対し各取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役社長CEOが適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について審議・答申しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬に関しては、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先
社外取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	佐々木税務会計事務所
社外取締役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社社外取締役 (監査等委員) 株式会社コマース0neホールディングス社外監査役 株式会社セレス社外取締役 (監査等委員) 株式会社Aiming社外監査役
社外取締役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	R S M清和監査法人理事長 株式会社エフブレイン監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役

(注) 戸谷英之氏の兼職先である株式会社エフブレインは、当社の連結子会社であります。その他の当社社外役員の重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

②主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	佐々木 孝 二	<p>取締役会では、主に税務の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、社外監査等委員として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。</p> <p>加えて、監査等委員会では、常勤監査等委員として、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>更に、報酬委員会の委員として、客観性、合理性維持に貢献しております。</p> <p>【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%)</p> <p>【当期開催の監査等委員会出席率】 11/11回 (出席率100%)</p>
社 外 取 締 役 (監査等委員)	上 杉 昌 隆	<p>取締役会では、主に法律の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、監査等委員である社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。</p> <p>加えて、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>更に、報酬委員会の委員として、客観性、合理性維持に貢献しております。</p> <p>【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%)</p> <p>【当期開催の監査等委員会出席率】 11/11回 (出席率100%)</p>
社 外 取 締 役 (監査等委員)	戸 谷 英 之	<p>取締役会では、主に会計の専門家として培われた豊富な経験と幅広い見識から、適宜、決議事項や報告事項の審議等に有用な発言を積極的に行っております。また、監査等委員である社外取締役として客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。</p> <p>加えて、監査等委員会では、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>更に、報酬委員会の委員として、客観性、合理性維持に貢献しております。</p> <p>【当期開催の取締役会出席率】 12/12回 (出席率100%)</p> <p>【当期開催の監査等委員会出席率】 11/11回 (出席率100%)</p>

(参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役(監査等委員である取締役を含む)について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

【独立役員の独立性要件】

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (3) 当社又は当社子会社(以下、「当社グループ」という。)を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 - (6) 最近1年間において、上記(1)から(5)までのいずれかに該当していた者
 - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等以内の親族
 - ① 上記(1)から(6)に掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 最近1年間において、②又は当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことができない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
 2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：百万円)

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

① 企業統治の体制の概要

当社グループは、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方々に対する経営の透明性を確保すること及び経営の効率性を高め「持続的な企業価値の向上」を実現することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針及び目的としております。会社の機関の概要は以下の通りです。

a) 取締役会

取締役会は、3分の1以上の社外取締役によって構成すること及び社外取締役全員を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ることを取締役の構成方針としており、取締役7名のうち3名は社外取締役を選任することで外部的な視点からの業務執行全般の監督機能の強化を図っております。

当事業年度末時点において、取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の計7名（男性7名、女性0名）で構成されており、経営の透明性を確保すると共に、当社グループ経営全体に関わる執行状況の監督、グループ経営に必要なグループの全体最適化戦略の決定及びグループ共通課題への対処等、経営上の重要事項についての意思決定を行っております。

なお、取締役会は代表取締役社長CEO 坂巻一樹を議長とし、取締役会長 平野岳史、取締役 石川敬啓、取締役 貝塚志朗、監査等委員 佐々木孝二、監査等委員 上杉昌隆、監査等委員 戸谷英之の7名で構成されております。

2021年12月期は、取締役会を12回開催しました。取締役1名による欠席1回を除き、全取締役が全ての取締役会に出席しております。また、主な検討事項は、中期経営計画（同計画のレビュー及び更新を含む）、株主還元及び資本政策、M&A及び業務提携、内部統制・コンプライアンス、役員報酬、コーポレート・ガバナンス（政策保有株式の保有適否の検証及び取締役会の実効性評価を含む）、関連当事者取引等です。

b) 監査等委員会

監査等委員会は、監査等委員であり、独立性のある社外取締役3名（男性3名、女性0名）で構成されており、監査に関する重要事項についての意見交換、協議又は決定を行っております。また、会計監査人とは適宜報告を受けるなどの連携を図っております。

なお、監査等委員会は、委員長 佐々木孝二を議長とし、委員 上杉昌隆、委員 戸谷英之の3名で構成されております。

c) 人事・法務部長

会社運営の前提条件である法令遵守の精神をグループ企業全体に浸透、徹底させ、風土化すること、社会のルール、社内ルール遵守の風土化を推進しております。また、財務報告に係る内部統制システム／ガイドラインの改善・維持及びその有効性の評価及び情報セキュリティ体制整備を含む内部監査業務を通じた、グループの企業価値の向上を図っております。

d) 会計監査人

会計監査を担当する監査法人として、PwCあらた有限責任監査法人と金融商品取引法及び会社法に基づく監査について監査契約を締結しております。定期的な監査のほか会計上及び内部統制上の課題については随時確認を

取るなど、会計処理並びに内部統制組織の適正性確保に努めております。

(2) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制（以下、リスク管理体制という）を確保するため、次の措置をとる。

- a) 重要な非通例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項については、取締役会の決議を要する。
- b) チーフエグゼクティブオフィサー（以下、CEOという）は、リスク管理体制のための取り組みや業務プロセス整備の状況につき、定期的に取り締りに報告する。
また、重大な不正事案等が発生した場合には直ちに取締役会に報告する。

②取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制（①に記載のリスク管理体制と同義）を確保するため、次の措置をとる。

- a) リスク管理最高責任者をCEOとし、リスク管理実務責任者として人事・法務部長を配置する。
当社内に各グループ企業を担当するリスク管理担当者を配置し、人事・法務部長がCEOの指示のもと、b) からg) の実務を統括する。
- b) 職務権限規程を整備し、特定の者に権限が集中しないような内部牽制システムの確立を図る。
- c) リスク管理基本規程の定めにより、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- d) 法令違反事項、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、取締役会に直ちに報告すべき重要情報の基準及び開示基準を策定する。
- e) 取締役（監査等委員であるものを除く。）、管理職従業員、一般職従業員に対して、階層別に必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
- f) 業務執行においてリスク管理体制の徹底と内部監査を行うとともに、当社内に配置した各グループ企業を担当するリスク管理担当者を通じて、各グループ企業のリスク管理体制の徹底に努める。
- g) 各業務において行われる取引の発生から、各業務の会計システムを通じて計算書類が作成されるプロセスの中で、虚偽記載や誤りが生じる恐れのある事象をチェックし、業務プロセスの中に不正や誤りが生じないよう、システムを整備する。また、必要な場合には、その整備のための横断的な組織を設ける。

③情報の保存及び管理のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 人事・法務部長は、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対して文書管理規則に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。
- b) 人事・法務部長は、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに少なくとも10年間保管し、管理する。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録

- ・ 計算書類
 - ・ その他取締役会が決定する書類
- c) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、常時上記b)における文書等を閲覧できる。
- ④ 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われることを確保するため、次の措置をとる。
- a) 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、毎期、期初の取締役会において、全従業員の共通目的となる事業計画を策定する。取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員は、取締役会において定期的にその結果をレビューする。
 - b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を最低月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - c) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- ⑤ 企業集団における業務の適正性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
- a) 当社は、グループ会社全体としてのフルキャストグループ社員行動憲章を策定し、従業員全員への浸透を図る。グループ会社の各取締役（監査等委員であるものを除く。）は、全社にこれを認識させるとともに、自ら率先して憲章に従い行動する。
 - b) グループ会社の取締役、従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他リスクに関する重要な事実を発見した場合は、人事・法務部長に報告し、人事・法務部長はCEOに報告する。人事・法務部長はCEOの指示のもと、報告された事実についての調査を指揮・監督し、必要と認める場合、適切な対策を決定する。また必要に応じて、CEOは取締役会に、人事・法務部長は監査等委員会に報告する。
 - c) 人事・法務部長は、当社及びグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
- ⑥ 監査等委員監査の実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。
- a) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。監査等委員補助者は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の指揮命令に服さないものとし、その人事考課は監査等委員が行う。
これらの者の異動、懲戒については監査等委員会の同意を得る。
 - b) 監査等委員補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しない。
 - c) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、監査等委員に対して当該事実を速やかに報告しなければならない。なお、当該事実を報告した当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員の秘匿性を確保し、当該事実を報告した者に対して当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしない。

- d) 内部通報制度の窓口を外部に設置する。内部通報制度を利用した者の秘匿性を確保し、内部通報制度を利用したことを理由として不利益な取扱をしない。また、内部通報制度の外部窓口は提供された情報を人事・法務部長及び常勤監査等委員に報告する体制を整備する。
- e) 当社及び当社グループの取締役（監査等委員であるものを除く。）及び従業員は、監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
- f) 監査等委員は、子会社の取締役会のほか、監査等委員が監査のために必要と判断する会議に出席できる。また、監査等委員が監査のために必要と判断する資料については閲覧することができる。
- g) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査部門と密接な連携を保ち、必要に応じて弁護士等の外部専門家の助言を受けることができる。
- h) 当社は、監査等委員がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑦反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその実効性確保のための体制を整備するため、次の措置をとる。

- a) 当社及びグループ会社は、フルキャストグループ社員行動憲章に従い、反社会的勢力との関係断絶を掲げ、いかなる取引も行わない。
- b) 反社会的勢力に関する情報を社内で収集、管理するとともに外部専門機関からの情報も活用し、相手方が反社会的勢力であるかの確認に利用する。
- c) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶する。また、不当要求には組織として毅然とした姿勢で対応する。
- d) 反社会的勢力排除における適切な助言、協力を得ることができるよう、外部専門機関との連携を構築する。

⑧業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取り組みの状況

- a) 取締役会におけるリスクに関する予防措置、法令遵守及び危機管理のための体制の確保のための取り組みの状況

重要な非同例の取引、重要な会計上の見積り、会社と取締役との取引、子会社との重要な取引等、全社的に影響を及ぼす事項を取締役会の決議事項として取締役会規程に明文化し、取締役会において決議を行っております。取締役会は、独立社外取締役3名を含む取締役7名で構成されております。取締役会は12回開催し、決議事項についての審議及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の報告が行われ、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員である独立社外取締役による活発な意見交

換がなされており、意思決定及び取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督の実効性は確保されているものと考えております。

なお、当事業年度においては、2021年3月26日及び2021年9月24日開催の取締役会において、2015年12月期に決議した取締役会規程の改定（関連当事者取引範囲の拡大）に則り、取締役及び主要株主と会社間の取引（これに準ずる取締役及び主要株主と子会社間の取引）を含む、関連当事者取引の報告をいたしました。

- b) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人の職務執行におけるリスク管理体制を確保するための取り組みの状況

当社及びグループ会社では、リスク管理基本規程に則りエスカレーションルールを整備・運用しており、法令違反事項、リスクその他の重要事項、不祥事、事故が発生した場合にはリスクの重要性や、影響度に応じて必要部署に速やかに報告される体制を整備しております。特に重要性や、影響度の高い事項については人事・法務部長が代表取締役社長CEOに報告すると共に、必要に応じて取締役会及び監査等委員会へ報告しております。

短期業務支援事業（労働者派遣事業、有料職業紹介事業）を事業の柱としている当社グループにおいては、労働者派遣法、職業安定法などの労働関係法令を遵守することが重要な経営課題であり、従業員に対する社内教育（コンプライアンス研修等）を継続的に実施することで、労働関係法令を正しく理解するとともに、法令遵守の必要性を十分に理解することの徹底を図っております。また、専任部署を設け、各グループ企業における業務の執行状況を定期的に監査することで、コンプライアンス違反や社内ルールを逸脱した運用が行われていないことを確認すると共に、業務プロセスに含まれるリスク（虚偽記載リスク、不正リスク）を特定し、リスクを低減するための内部統制を整備し、内部統制の運用状況監査を行うことで、業務プロセスの中に不正や誤りが生じていないかを確認しております。監査結果については、リスク管理実務責任者である人事・法務部長が四半期に一度、取締役会へ報告しております。

- c) 情報の保存及び管理に対する取り組みの状況

情報の保存及び管理のため、人事・法務部長が文書管理規程を定め、取締役（監査等委員であるものを除く。）、従業員に対し周知を行い、規程に則った文書の保管、管理を行っております。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び監査等委員からの保管文書の閲覧要求に直ちに対応できる体制を整備しております。

- d) 当社及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の職務執行が効率的に行われるための取り組みの状況

当社においては、取締役（監査等委員であるものを除く。）が事業計画を策定し、定期的開催される取締役会において事業計画に対する実績の進捗状況の報告、分析を行うことで、監査等委員である独立社外取締役による取締役（監査等委員であるものを除く。）の業務執行状況の監督機能を強化しております。グループ会社に対しては、関係会社管理規程を整備し、当社代表取締役社長CEOが定期的にグループ会社の代表取締役から業務執行状況の報告を受けております。

e) 企業集団における業務の適正性確保のための取り組み状況

当社グループでは「フルキャストグループ社員行動憲章」を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底するとともに、「コンプライアンス研修」を継続的に実施することで法令遵守の必要性を十分に理解し、業務を行える体制を整備しております。

f) 監査等委員会監査の実効性確保のための取り組み状況

監査等委員会は、独立社外取締役3名で構成されています。監査等委員会は年11回開催され、取締役会に12回出席し、四半期毎に会計監査、及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上の内部統制報告制度における財務報告に係る内部統制の運用状況について、外部会計監査人から報告を受け、意見交換及び協議・決議を行っております。また、監査等委員の活動を支える体制として、監査等委員が求めた場合に、監査等委員補助者を設置すること、監査等委員補助者の人事評価については監査等委員会が行うこと、監査に必要な費用は当社が負担すること等、監査を適切に実施できる体制を整備しております。さらに、内部通報制度の通報窓口を委託している外部機関から、内部通報に寄せられた法令に違反する事実、会社に著しい影響を与える恐れのある事実が、常勤監査等委員に直接報告される体制を確立しております。

g) 反社会的勢力排除に対する取り組みの状況

「フルキャストグループ社員行動憲章」に反社会的勢力との関係断絶を掲げると共に、取引契約書には反社会的勢力の排除条項を設け、当社及び取引先が反社会的勢力でないことの表明と確約を行っております。

また、反社会的勢力に関する情報について、社内はもとより外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社グループは現時点では、買収防衛策の効果をもたらすことを企図してとる方策については、特に定めておりません。

なお、このような方策を導入する際には、その必要性・合理性を真摯に検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主の皆様に対し十分な説明を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、総還元性向50%を目標とし、株主への利益還元の実現を図る方針であります。

今後も、収益力を強化し、経営効率の一層の向上を図ると共に、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向50%を目標とした株主還元を実施することにより、ROE20%以上を「企業価値の向上」を示す目標指標とし、その実現を目指してまいります。

当期の配当につきましては、総還元性向50%の考えに基づき、前期比3円増配、配当予想同額となる1株あたり44円の配当を通期で実施し、期末では1株につき23円の配当（前期比1円増配、配当予想同額）及び株式の取得価額の総額903百万円を上限に自己株式の取得を実施し、その具体的な取得方法として市場買付による自己株取得を行います。その結果、2021年12月期の総還元性向は50.0%以上となる予定であります。

(注) 本事業報告に記載の金額については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
[流 動 資 産]	[24,815]	[流 動 負 債]	[7,961]
現金及び預金	17,410	支払手形及び買掛金	22
受取手形及び売掛金	7,090	短期借入金	1,000
商 品	19	未 払 金	1,553
貯 蔵 品	13	未 払 費 用	1,531
そ の 他	303	未 払 法 人 税 等	1,407
貸 倒 引 当 金	△20	未 払 消 費 税 等	1,742
[固 定 資 産]	[4,669]	賞 与 引 当 金	161
(有形固定資産)	(632)	解 約 調 整 引 当 金	36
建物及び構築物	296	そ の 他	510
機械装置及び運搬具	0	[固 定 負 債]	[945]
工具、器具及び備品	150	退職給付に係る負債	747
土 地	184	資 産 除 去 債 務	118
建設仮勘定	2	繰 延 税 金 負 債	44
(無形固定資産)	(940)	そ の 他	36
ソフトウェア	312	負 債 合 計	8,905
の れ ん	607	純 資 産 の 部	
そ の 他	22	[株 主 資 本]	[19,334]
(投資その他の資産)	(3,096)	(資 本 金)	(2,780)
投資有価証券	2,014	(資 本 剰 余 金)	(2,006)
差入保証金	636	(利 益 剰 余 金)	(16,369)
繰延税金資産	394	(自 己 株 式)	(△1,821)
そ の 他	57	[その他の包括利益累計額]	[193]
貸 倒 引 当 金	△5	(その他有価証券評価差額金)	(152)
		(為 替 換 算 調 整 勘 定)	(41)
		[新 株 予 約 権]	[133]
		[非 支 配 株 主 持 分]	[919]
		純 資 産 合 計	20,579
資 産 合 計	29,484	負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,484

連結損益計算書

(自2021年1月1日
至2021年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
[売上高]		52,366
[売上原価]		34,336
売上総利益		18,030
[販売費及び一般管理費]		10,438
営業利益		7,592
[営業外収益]		
受取利息	1	
受取配当金	3	
持分法による投資利益	26	
貸倒引当金戻入額	39	
広告収入	34	
その他の	34	137
[営業外費用]		
支払利息	7	
和解金	46	
自己株式取得費用	2	
支払補償費用	18	
その他の	33	105
経常利益		7,624
[特別利益]		
投資有価証券売却益	20	
補助金収入	22	
その他の	2	45
[特別損失]		
固定資産除却損	22	
新型コロナウイルス感染症による損失	37	
その他の	3	62
税金等調整前当期純利益		7,606
法人税、住民税及び事業税	2,493	
法人税等調整額	△21	2,472
当期純利益		5,134
非支配株主に帰属する当期純利益		123
親会社株主に帰属する当期純利益		5,012

連結株主資本等変動計算書

(自2021年1月1日
至2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,780	2,006	14,721	△3,099	16,408
当期変動額					
剰余金の配当			△1,573		△1,573
親会社株主に帰属する当期純利益			5,012		5,012
自己株式の取得				△552	△552
自己株式の処分			△49	87	38
自己株式の消却			△1,742	1,742	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	1,648	1,277	2,925
当期末残高	2,780	2,006	16,369	△1,821	19,334

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	128	△33	95	162	730	17,396
当期変動額						
剰余金の配当						△1,573
親会社株主に帰属する当期純利益						5,012
自己株式の取得						△552
自己株式の処分						38
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	75	98	△29	189	257
当期変動額合計	23	75	98	△29	189	3,182
当期末残高	152	41	193	133	919	20,579

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有責任監査法人

東京事務所

指定有責任社員 業務執行社員	公認会計士 高 濱 滋
指定有責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 林 正 英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フルキャストホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

株式会社フルキャストホールディングス

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 林 正 英

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルキャストホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第 399 条の13第 1 項第 1 号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月21日

株式会社フルキャストホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 佐々木 孝 二 ㊟

監査等委員 上 杉 昌 隆 ㊟

監査等委員 戸 谷 英 之 ㊟

(注) 監査等委員佐々木孝二、上杉昌隆及び戸谷英之は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の通り改めたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更後定款第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更後定款第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（変更前定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条（条文省略） (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	第1条～第15条（現行どおり） (削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)	(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> ② 当社は、 <u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第17条～第42条（条文省略）	第17条～第42条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置) (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料等の電子提供に関する経過措置)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第16条の削除および新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はありませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任 社内</p> <p style="text-align: center;">ひらの たけひと 平野 岳史 (1961年8月25日生) (60歳)</p>	<p>1984年4月 株式会社ハーベストフューチャーズ入社</p> <p>1990年9月 株式会社リゾートワールド（現株式会社フルキャストホールディングス）設立 代表取締役社長</p> <p>2006年7月 株式会社フルキャストマーケティング（現 株式会社エフブレイン）代表取締役社長</p> <p>2007年9月 当社取締役</p> <p>2009年12月 当社取締役相談役</p> <p>2015年3月 当社取締役会長（現任）</p> <p>2017年4月 株式会社エフブレイン代表取締役会長（現任）</p> <p>2018年10月 Advancer Global Limited Director（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社エフブレイン代表取締役会長 Advancer Global Limited Director</p>	2,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>平野岳史氏は、同氏が有する創業者及び経営者としての豊富な経験と、人材業界を始めとする幅広い知見を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 平野岳史氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 平野岳史氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
3. 平野岳史氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、平野岳史氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	<p>〔再任〕〔社内〕</p> <p>さか まき かず き 坂 卷 一 樹 (1970年9月30日生) (51歳)</p>	<p>1989年4月 株式会社エーアイ通商入社</p> <p>1995年2月 株式会社フルキャスト(現株式会社フルキャストホールディングス)入社</p> <p>2005年10月 株式会社フルキャストHR総研(現株式会社フルキャスト)代表取締役</p> <p>2007年10月 株式会社フルキャスト執行役員業務推進部長</p> <p>2008年10月 同社執行役員東海・関西営業部長</p> <p>2009年6月 同社代表取締役</p> <p>2011年12月 当社取締役</p> <p>2013年1月 株式会社フルキャスト代表取締役社長(現任)</p> <p>2014年1月 当社代表取締役社長CEO(現任)</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 株式会社フルキャスト代表取締役社長</p>	98,272株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂卷一樹氏は、業務執行取締役として、取締役会での決議事項や報告事項において適切な説明を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。また、代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、更なる事業成長を実現することで、持続的な企業価値の向上に寄与しております。同氏が引き続き代表取締役社長CEOとして経営の指揮を執り、中期経営計画を推し進めることで持続的な成長を目指していくことが最適であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 坂卷一樹氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 坂卷一樹氏の所有する当社株式の数には、フルキャストホールディングス役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 坂卷一樹氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年3ヶ月となります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、坂卷一樹氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<p>再任 社内</p> <p>いしかわ たかひろ 石川 敬啓 (1967年7月22日生) (54歳)</p>	<p>1990年9月 株式会社リゾートワールド（現株式会社フルキャストホールディングス）専務取締役</p> <p>2000年9月 株式会社フルキャストファクトリー代表取締役</p> <p>2006年4月 株式会社フルキャストセントラル代表取締役</p> <p>2012年1月 株式会社スタートライン取締役（現任）</p> <p>2012年5月 株式会社ビート代表取締役社長</p> <p>2014年12月 ビートテック株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年3月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年4月 株式会社ビート代表取締役会長（現任）</p> <p>2017年1月 ビートテック株式会社代表取締役会長（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ビート代表取締役会長 株式会社スタートライン取締役 ビートテック株式会社代表取締役会長</p>	154,600株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>石川敬啓氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 石川敬啓氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 石川敬啓氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
3. 石川敬啓氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、石川敬啓氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">[再任] [社内]</p> <p style="text-align: center;">かいづかしろう 貝塚志朗 (1961年10月3日生) (60歳)</p>	<p>1990年9月 株式会社リゾートワールド(現株式会社フルキャストホールディングス)専務取締役</p> <p>2002年5月 株式会社フルキャストテクノロジー(現株式会社夢テクノロジー)代表取締役</p> <p>2002年10月 有限会社インタービズ取締役(現任)</p> <p>2010年2月 株式会社リアヴィオ代表取締役(現任)</p> <p>2013年9月 株式会社ディメンションボックス代表取締役(現任)</p> <p>2016年4月 合同会社I P M代表社員(現任)</p> <p>2016年6月 合同会社One Suite代表社員(現任)</p> <p>2017年3月 当社取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社ディメンションボックス代表取締役 合同会社One Suite代表社員 有限会社インタービズ取締役 株式会社リアヴィオ代表取締役 合同会社I P M代表社員</p>	75,200株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>貝塚志朗氏は、人材業界における短期人材サービスという特化した業界における知見及び経営者経験を生かし、取締役会での経営及び業務執行の監督に十分な役割を果たしております。これらのことから、同氏が引き続き取締役として、経営及び業務執行の監督を遂行することが適切であると考え、取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 貝塚志朗氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 貝塚志朗氏は、現在当社の取締役であります。取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。
3. 貝塚志朗氏とは、定款第31条第2項により法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約は締結しておりません。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、貝塚志朗氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任 社外 独立</div> さ さ き こうじ 佐々木 孝二 (1945年8月2日生) (76歳)	1966年4月 東京国税局 入局 総務部総務課勤務 以降各税務署にて勤務 1984年12月 税理士試験合格 1995年6月 中野税務署特別国税調査官で退官 1995年9月 佐々木税務会計事務所開設 1999年12月 当社社外監査役 2008年9月 株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト) 監査役 2016年3月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] 佐々木税務会計事務所	9,600株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 佐々木孝二氏は、税理士としての財務及び会計等に関する豊富な経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただくことを期待し、加えて、コンプライアンス及び管理の観点から、過去の経緯を踏まえた監査等委員である取締役(独立社外取締役)の意見、発言が有効なことから、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 佐々木孝二氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 佐々木孝二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(50ページ)を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 佐々木孝二氏は、常勤の監査等委員及び監査等委員会委員長であります。同氏の選任が承認された場合には、引き続き常勤の監査等委員及び監査等委員会委員長となる予定であります。
4. 佐々木孝二氏は、定款第31条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、本契約は継続となります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、佐々木孝二氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。
6. 佐々木孝二氏は、過去、当社の子会社である株式会社フルキャストHR総研(現 株式会社フルキャスト)の監査役に就任しておりました。
7. 佐々木孝二氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年であります。なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員(監査役)であったことがあります。
8. 会社法施行規則第74条の3に定める監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>うえすぎ まさたか 上 杉 昌 隆 (1965年7月31日生) (56歳)</p>	<p>1995年4月 弁護士登録(東京弁護士会)</p> <p>1999年4月 上杉法律事務所開設</p> <p>2003年6月 アムレック法律会計事務所共同 経営者</p> <p>2003年6月 デジタルアーツ株式会社監査役</p> <p>2004年6月 ネクスステック株式会社監査役</p> <p>2012年12月 株式会社エフブレイン社外監査 役</p> <p>2013年6月 株式会社コマースOneホールデ インクス社外監査役(現任)</p> <p>2013年12月 株式会社セレス社外監査役</p> <p>2014年11月 株式会社Aiming社外監査役(現 任)</p> <p>2015年3月 桜田通り総合法律事務所開設 (共同経営者・現任)</p> <p>2016年3月 当社取締役(監査等委員)(現 任)</p> <p>2016年6月 デジタルアーツ株式会社社外取 締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2021年3月 株式会社セレス社外取締役(監 査等委員)(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 桜田通り総合法律事務所共同経営者 デジタルアーツ株式会社社外取締役(監査等 委員) 株式会社コマースOneホールディングス社外 監査役 株式会社セレス社外取締役(監査等委員) 株式会社Aiming社外監査役</p>	-株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>上杉昌隆氏は、豊富な弁護士経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 上杉昌隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 上杉昌隆氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(50ページ)を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 上杉昌隆氏とは、定款第31条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、本契約は継続となります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、上杉昌隆氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。
5. 上杉昌隆氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年であります。
6. 上杉昌隆氏は、過去、当社の子会社である株式会社エフブレインの監査役に就任しておりました。
7. 会社法施行規則第74条の3に定める監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
3	<p>再任 社外 独立</p> <p>とたにひでゆき 戸谷英之 (1979年1月5日生) (43歳)</p>	<p>2003年10月 新日本監査法人(現 E Y新日本有限責任監査法人)入所</p> <p>2007年6月 公認会計士登録</p> <p>2007年7月 清和監査法人(現 R S M清和監査法人)パートナー</p> <p>2013年6月 株式会社エフブレイン社外監査役</p> <p>2014年7月 株式会社いちごホールディングス社外監査役(現任)</p> <p>2015年12月 株式会社エフブレイン監査役(現任)</p> <p>2016年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2016年7月 R S M清和監査法人代表社員</p> <p>2021年7月 R S M清和監査法人理事長(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] R S M清和監査法人理事長 株式会社エフブレイン監査役 株式会社いちごホールディングス社外監査役</p>	-株
<p>社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要</p> <p>戸谷英之氏は、豊富な会計監査人としての監査業務経験や他社における監査役経験を有しており、その知識及び経験を引き続き、当社の監査機能及びリスク管理機能の強化に発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役としての選任を願います。</p>			

- (注) 1. 戸谷英之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 戸谷英之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性要件を満たすと共に、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」(50ページ)を満たしており、当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。同氏の選任が承認された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 戸谷英之氏とは、定款第31条第2項により、法令が定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合には、本契約は継続となります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、戸谷英之氏が再任された場合には当該契約を継続する予定であり、同氏は引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告19ページに記載のとおりであります。
5. 戸谷英之氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって6年であります。なお、同氏は、当社の連結子会社である株式会社エフブレインの業務執行者でない役員(監査役)であります。
6. 会社法施行規則第74条の3に定める監査等委員である取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はございません。

【取締役のスキル・マトリックス】

		経営	事業戦略	コンプライアンス	M&A	業界経験	E S G	法務	財務／会計／ 税務
取締役会長	平野 岳史	●				●			
代表取締役社長 C E O	坂巻 一樹	●	●	●	●		●		
取締役	石川 敬啓	●				●			
取締役	貝塚 志朗	●				●			
取締役 常勤監査等委員	独立社外取締役 佐々木 孝二	●							●
取締役 監査等委員	独立社外取締役 上杉 昌隆	●					●	●	
取締役 監査等委員	独立社外取締役 戸谷 英之	●							●

上記の一覧表は各氏の経験等を踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

（参考）社外役員の独立性に関する基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環といたしまして、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を含む）について、以下のとおり、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

【独立役員の独立性要件】

当社の独立役員は、会社法及び会社法施行規則に定める社外取締役であるとともに、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立性要件に加えて、以下の要件を満たす者をいう。

1. 以下のいずれにも該当しない者
 - (1) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (2) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (3) 当社又は当社子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - (4) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - (6) 最近1年間において、上記（1）から（5）までのいずれかに該当していた者
 - (7) 次の①から③までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等以内の親族
 - ① 上記（1）から（6）に掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者
 - ③ 最近1年間において、②又は当社の業務執行者に該当していた者
2. 独立役員としての職務を果たすことができない、その他の事情を有していないこと。
3. 上記1から2のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示することで、独立役員として選任することができる。

- 注
1. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人をいう。
 2. 「主要な取引先」とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループ又は取引先の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上を占めている企業をいう。
 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者をいう。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションに関する内容改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額につきましては、2017年3月24日開催の当社第24期定時株主総会において年額2億円以内（使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）の範囲内で、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただき今日に至っております。

今般、本議案においては、上記報酬等の額の範囲内で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容を下記の通りに改定することにつきご承認いただきたく存じます。

また、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価額を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案による株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の監査等委員である取締役3名を除く取締役の員数は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役3名を除く取締役の員数は4名となります。

1. 株式報酬型ストックオプションを割り当てる理由

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して、当社の業績と株式価値の連動性をより一層強固なものとし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めるためであります。

2. 株式報酬型ストックオプションの具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式26,400株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

264個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より50年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件の概要

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社取締役の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合は、この限りでない。
- ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
- ④ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- ⑤ その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(7) 新株予約権の取得に関する事項の内容の概要

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他の新株予約権の内容

上記(1)から(8)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

3. 新株予約権の付与を相当とする理由

当社が新株予約権を発行する目的等については、上記「1. 株式報酬型ストックオプションを割り当てる理由」をご参照ください。

当社は2021年2月26日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告20ページから22ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本新株予約権の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本新株予約権に関する報酬等の額は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して算定し、決定すること、本議案の内容については委員の過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会から相当である旨の答申を得て取締役会で決定していること、新株予約権の行使に際しての払込金額は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会において定める額としていること、加えて、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.07%とその希釈率は軽微であることから、本新株予約権の付与は相当なものであると判断しております。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社子会社の取締役及び監査役に対し32,300株相当及び当社及び当社子会社の従業員に対し51,100株相当を付与する予定であり、合計109,800株相当を将来、新株として発行する可能性があります。この場合の発行済株式総数に対する希薄化率は0.29%です。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社従業員に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社及び当社子会社従業員に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式51,100株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (3) 新株予約権の総数
511個を上限とする。
- (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭
本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
2025年4月12日から2075年4月11日までとする。
- (7) 新株予約権の行使の条件の概要
- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、原則として権利行使時において当社及び当社子会社従業員の地位を有していることを要する。ただし、定年または会社都合による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が決議した場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権は割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の最終年度である2024年12月期の営業利益目標値に対する達成度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使することができる。
 - ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。
 - ④ 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得に関する事項の内容の概要

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
上記(10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(ご参考)

当社は本総会終結の時以降、上記新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社取締役に対し26,400株相当及び当社子会社の取締役及び監査役に対し32,300株相当付与する予定であり、合計109,800株相当を将来、新株として発行する可能性があります。この場合の発行済株式総数に対する希薄化率は0.29%です。

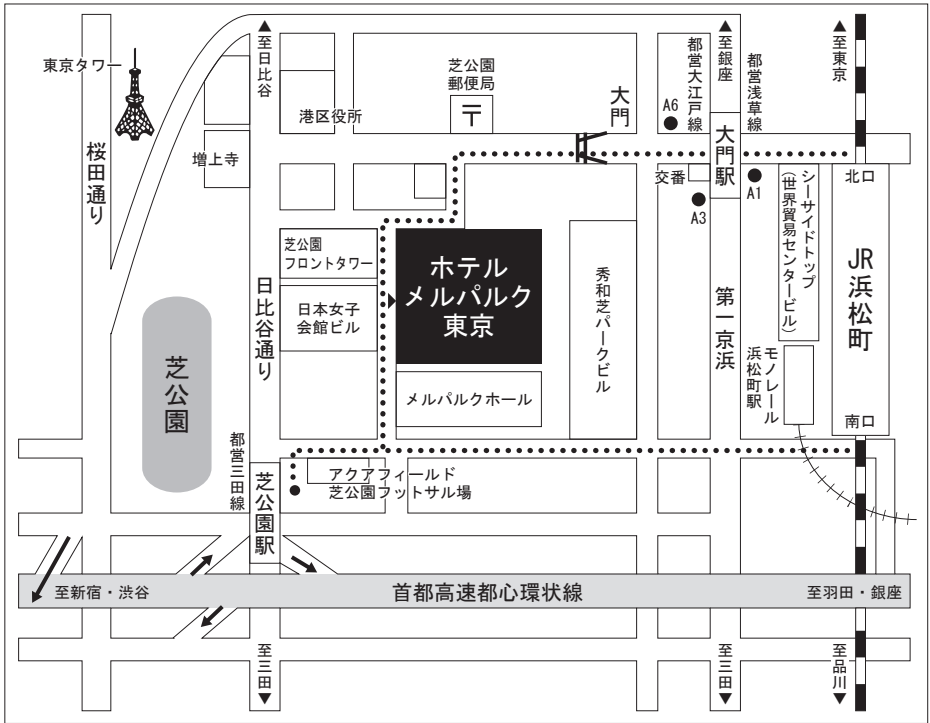
以 上

<メモ欄>

Lined writing area with horizontal lines.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区芝公園二丁目5番20号
ホテルメルパーク東京
5階「瑞雲（ZUIUN）」
電話（03）3433-7211（代表）



交通のご案内

JR/モノレール「浜松町駅」北口徒歩8分
都営三田線「芝公園駅」A3出口徒歩2分
都営大江戸線/浅草線「大門駅」A3出口徒歩4分

(お願い)

お車でのご来場はご遠慮願います。